

第5回あわら市水道料金等検討委員会 会議録（要旨）

1. 日 時	令和元年 11 月 18 日(月) 13:30~15:35	
2. 場 所	あわら市役所 202 会議室	
3. 議 題	(1) 水道料金及び公共下水道使用料の検討について	
4. 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議次第 ・ 資料 1 (第 5 回水道料金等検討委員会資料) ・ 資料 2 (料金改定による影響額 (水道 + 下水道)) ・ 資料 3 (シミュレーション内容) 	
5. 出席者	委 員 :	浅沼美忠、谷口環、近藤淳一、達川昌美、中嶋敬造、高橋昌則、高橋紀美、宮川修治、前田健二
	事務局 :	城戸橋政雄 (副市長)、小嶋範久 (土木部部長)、伊藤裕一 (土木部理事)、岩田利和 (上下水道課長)、浅田政幸 (上下水道課長補佐)、山口功治 (上下水道課長補佐)、江守伊佐子 (上下水道課主査)、東真一郎 (上下水道課主査)
6. 傍聴人	なし	
7. 会議録		
1. 委員長あいさつ	(委員長挨拶)	
2. 副市長あいさつ	(副市長挨拶)	
3. 議事 (1) 水道料金及び公共下水道使用料の検討について	(事務局より資料 1 1 料金の体系を説明)	
委員長	資料で示されている基本水量の考え方は、10 m ³ で基本料金となるように設定しているが、基本料金は需要家費等で計算された料金として、基本水量のみ減らすという考え方をすべきではないか。	
委員	料金を上げなければ運営できないという状況の中で、さらに基本水量までも変更するとなると、煩雑な料金体系となり、反対に混乱を招きかねない。基本水量の変更については、もっと時間をかけて検討すべきで、これまでの議論が無意味となってしまうのではないか。そう考えると基本水量まで変更すべきではないと考える。さらに口径別料金まで採用するとなる	

	と益々複雑になりかねないので、これまでの体系で料金値上げだけを議論するのがよいと思う。
委員長	今後はこの基本水量の利用者が増えることが予想されるので、それが経営悪化の要因を招きかねない。
副市長	仮に基本水量を5 m ³ とした場合に、10 m ³ であった場合と比較して割り引く方向とするのか、そうではないのか確認したい。
委員長	本来であれば基本水量を設けることは理想ではないので、減らした基本水量で、これまでの基本料金を設定することが望ましい。
副市長	水量の少ない利用者にとってはかなり値上率が大きくなることとなることが懸念される。
委員	資料1のP6の資料を見ると、基本水量の削減はしたくないということなのだった。
委員長	基本水量内の利用者は増えているのか。
事務局	毎年0.数パーセント程度ではあるが増えてはいる。
委員長	今後も増えることは考えにくいだらう。今回のシミュレーションは、基本水量を減らした場合でも対応可能か。
事務局	今回用意したシミュレーションでは基本水量を減らした場合の財政シミュレーションまではできないが、それほど大きな収入増となるわけではないので、今回用意したシミュレーションで検討いただきたい。なお、利用量毎にどのくらいの料金となるのかを計算することは可能である。
委員	基本水量を5 m ³ にするにしても、8 m ³ にするにしても何m ³ にするかを決定する根拠がないのはどうだろうか。私自信としては、もしそのような考え方を採用するのであれば、大口利用者に対しても何らかの対処をすべきだと考える。やはり、もう1年議論するのであればいいが、今年度に結論を出すとなると従来どおりが望ましいと思う。
委員長	坂井市は基本水量があるのか。

事務局	ある。10 m ³ である。
副市長	福井市が今年1月に基本水量をなくした。電気料や電話料などの公共料金は基本料金があって、少しでも利用すれば従量料金を付加していることを考えれば本来であると思うべきなのだろう。しかし、5 m ³ や8 m ³ に決定となると理解が得難いと考えられる。段階的に基本水量を削減していくというのであればいいのかもしれないが。あとは、基本水量を下げる際には収入が減ることは避けたい。
委員長	8 m ³ は県内にあるのか。
事務局	県内では小浜市だけである。
委員長	口径別料金体系の採用についてはどうか。
委員	今回示された口径別基本料金は、現在の決算等の数値を採用しているのか。
事務局	過去5年間の決算をもとに今後4年間の財政予測を推計して算出している。
委員	それだけの口径を利用するとなると設備投資も必要となり、効率的に利用できているのだから採用すべきだと思うが、そもそも口径の大きな利用者は少ないのでどうなのかとも考えられる。
委員	話を聞いているとなんだか料金を確保したいからといった議論となっているが、料金を決めるのであれば本来は根拠が必要であり、その説明がきるのであれば仕方ないと思う。
事務局	(パソコンの画面をスクリーンに出して、口径別料金の算出方法を説明)
副市長	水道料金算定要領に基づき算出すると資料で示したような金額となるが、坂井市は口径別料金体系をとっているものの、口径の種別ごとに100円を加算している状況である。
委員長	口径別の料金については、この後の料金をどのくらいとするのかの議論もあるので、それを踏まえて考えてはどうかと思うがどうか。

委員	了承。
事務局	(事務局よりシミュレーションの内容について資料2をもとに説明したあと、パソコンで様々なシミュレーションを実施して説明)
委員長	一般会計の補助金は、どれくらい認められるものなのか。
事務局	理想としては、先般からも説明しているように一般会計からの赤字に対する補てん額がなく、独立採算制の原則に基づき運営できるぐらい料金を値上げすることである。水道料金では32%、下水道使用料では52%の値上げが必要となるが、それは到底理解が得られないとのことだったので、市としては前回の基本料金200円、超過料金20円値上げという目安を示させていただいた。前回のおさらいになるが、水道事業会計については値上げすることで補助金を減額することができるが、下水道事業会計については値上げを行ったとしても補助金は今後も増加見込みであり、両事業で値上げを行って両事業の補助金総額を増加させないようにしていきたいと考えての、基本料金200円、超過料金20円の値上げ案である。
副市長	一般会計としては両事業の補助金額がピークとなる令和5年度が新幹線等の事業により財政的に大変厳しい状況となることが予想される。
委員長	事業者としての意見はどうか。一律に金額を値上げすることとしているので、小口利用者にとって値上げ率は大きくなるが、この分は口径別料金体系をとることで解消されると思われる。
委員	水道料金と下水道使用料は同じ率、金額で値上げしないといけないのか。
副市長	別にすることはできる。
委員	値上げ率を変えることで料金の値上げが一度にされるよりは気分的に緩和される。値上げする時期などを変えてもその負担感は緩和されると思う。基本水量を下げることはまだいいが、口径別料金については、それを知っていればもう少し小さな口径としておけば良かったという不満感も招きかねない。
事務局	最近では20mmを設置する家庭が多くなっているが、昔は13mmが主流だった。一般家庭ではその差があると理解が得られないことが懸念される。

委員長	基本水量を下げて、基本料金を据え置き、または、基本料金を値上げするとどうなるか。
事務局	(シミュレーションシステム上で説明) 基本料金を据え置くとマイナスとなるが、基本料金を値上げするとプラスとなる。
事務局	基本水量を下げて、基本料金を値上げすると値上げ感は二重となり、受け入れられにくい。
委員	今回の資料の基本料金の考え方はおかしく、使用していない人であっても基本料金はかかるものなので一律の体系とすべきである。
委員	基本水量の話をしてしまうとこれまでの議論と逆行してしまうのではないか。基本料金 200 円、超過料金を 20 円値上げの④案でいこうと前回なったはずだ。
事務局	前回で④案をたたき台として、基本水量と口径別料金を採用するかを今回議論しようということになったので、今回この資料を用意した。事務局としては、基本水量の変更はせず、これまでどおりの体系を維持したいと考えている。
委員長	基本水量の見直しに反対の意見はあるか。
委員	基本水量の見直しまで行うことは煩雑となり、理解が得られにくいので反対である。
委員長	私は基本水量の見直しは安定的な収入を得るためにもすべきであると思う。委員会としての総意を出すべきであるので各委員の意見を聞きたい。 (基本水量については現行のままとの意見が多数)
委員長	委員会としては基本水量については現行のままとすることで決定したい。
副市長	基本水量の見直しについては、見直しすべきとの意見がある中で今回は議論する時間が少ないこともあり時期早々の意見があるように感じている。今後は委員会として市長に提言をすることとなるが、その中で、次回料金の検討を行う上では採用するよう検討されたい等の意見を付すことと

	してはどうか。
委員	了解した。
委員長	料金の値上げについては、水道料金、下水道使用料についてそれぞれ基本料金 200 円、超過料金 20 円を段階的に値上げすることで委員会意見としてよろしいか。
委員	水道事業の建設改良費は、資材の高騰もあってもこの金額でできるのか。
事務局	資材単価については公表されているものを採用しながら積算しているので問題ない。
委員	<p>管路の更新単価はどれくらいで見込んでいるのか。</p> <p>この間ネットでノベンバーの話が出ていた。設備の更新に当たって議会に提出したところ反対となったとの話だった。耐震化も含めて施設の更新を行うべきである。</p>
事務局	(建設改良費について、具体的なデータを画面で表示しながら説明)
委員	了解した。
委員長	料金の値上げについては、水道料金、下水道使用料についてそれぞれ基本料金 200 円、超過料金 20 円を段階的に値上げすることとし、超過料金については令和 2 年 10 月に 10 円、令和 6 年に 10 円と段階的に値上げすることで、提言書にとりまとめ、次回委員会で内容を確認することとしてよろしいか。
委員	了解した。
副市長	令和 6 年の値上げについては、上げるということを決定するのではなく、今後の経営を検証したうえで決定することとしたいと提言書に盛り込んでいきたいと考えています。
委員	了承した。
委員	料金を決定するのは、県水の受水量の課題が解決したらということになるのか。

副市長	料金の改定に当たっての条件で県水受水量の見直しは以前から説明しているように、県当局から明確な回答は得られないこともあるので、条件とはできない。
委員	更なる経営努力を行うことは提言書に記載するのか。
副市長	経費を節減する努力はこれからも可能だとは考えており、提言書にもその旨記載はしたいが、それほど大きな効果が見込まれるものはないだろう。
3. その他	(次回開催日について調整) 第6回は1月15日の午前10時半から開催する。

